

Title	動物実験への理解と協力を
Author(s)	川俣, 順一
Citation	癌と人. 1988, 15, p. 6-8
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/24073">https://hdl.handle.net/11094/24073</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 動物実験への理解と協力を

川 俣 順 一\*

## 動物実験は無用か

数年以上前から、イギリスやドイツ、さらにアメリカ合衆国で、動物実験に反対するグループが、研究所などの動物室に侵入して、飼育されている実験中のイヌやサルやウサギを持ち出したり、逃亡させるというような直接行動を行って、一般社会や学界の大きな問題になっている。わが国でもこの二、三年来、一部の人々が動物実験反対のキャンペーンを始めている。

私がマウスを使う動物実験を最初に手掛けたのは今から約50年前のことである。ところが、私は動物に注射したり、手術や解剖したりするのが苦手であった。戦後再び研究を始めたとき、なんとか動物実験をしないで済む実験をしたいと考えた。そこで、微生物を用いる抗生物質の研究はまさにこの願いに適うものと喜んでいました。ところが、癌の化学療法の研究や、発癌研究を始めると、動物実験を避けて通るわけには行かなくなったのは、当然であった。そして次第に深入りして、気が付いたらもうドブプリと動物実験に漬かる毎日となった。剩つさえ、実験動物学会員としての活動が主力となり今日まで続いている。医学研究において、人体実験が許されない以上、動物実験にこれを求めることは止むを得ないこととして今日に及んでいる。近代医学の進歩は動物実験抜きでは考えることはできないのである。

## 動物保護には法律が定められている

動物実験は動物の生命の犠牲の上に立つものであるから、できる限りその犠牲を少なくする

よう努力することが求められる。その一つは、動物実験を実施する際の動物の取扱である。

## 動物保護法

わが国には、「動物の保護及び管理に関する法律」(動物保護法)(昭和48年10月1日法律第105号)というものがある。この法律は一般に「動物の虐待の防止、動物の適正な取扱い、その他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する」という目的を持っている。そして、内閣総理大臣の諮問に応じて動物の保護及び管理に関する重要事項を調査審議するために、総理府に付属機関として「動物保護審議会」が置かれており、私もその委員の一人として任命されている。

このような法律の存在を知っている人が何人いるであろうか。この法律の第11条に「動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限り苦痛を与えない方法によってしなければならない。」とあって、動物実験はこの法律によっても一定の方向が示されている。

第13条には、保護動物を虐待し、又は遺棄した者には3万円以下の罰金又は科料に処すとある。ここに言う「保護動物」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる。並びに人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に属するものと定め

\* 大阪大学名誉教授(関西鍼灸短期大学長)

られている。このことは、動物実験に使われる動物の大部分が対象になることを示している。

なお、この法律には注目すべき条項がある。すなわち、第8条に「道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは、都道府県知事等に通報するように努めなければならない。」とうたわれている。若し皆さんが道路上で、たとえば犬の死体を見かけたら、吹田市なら大阪府知事さんに通報しなければならないのである。2年ほど前に、宝塚の拙宅の庭で、或る朝1匹の野良ねこが死んでいるのを見つけた。このような場合のことは、この法律には示されていないのであるが、法の精神に鑑みて、とりあえず宝塚市の保健衛生関係の課に電話した。その時の処置は、「そのねこの死体を箱に入れて門の外に置いておいてください。路上の死体として回収します。」というのであった。

#### 実験動物の飼養及び保管に関する基準

動物保護法の定めるところによって、昭和55年3月27日、総理府告示第6号で、上記の基準が公布された。これは、動物実験に対するよりむしろ動物実験に使われる実験動物の飼い方についての基準で、動物実験をするに当って実験動物を飼育する場合に遵守しなければならない事項が示されている。なお、同時にこの基準の詳細な解説も刊行されている。(株式会社ぎょうせい)

#### 動物実験ガイドライン

昭和55年11月、日本学術会議は、内閣総理大臣に「動物実験ガイドライン」の策定に関する勧告を行った。その狙いは、当時既に動物実験の実施に関し賛成、反対の両面から論議がおりつつあり、たとえ科学実験のためと入っても

著しく動物に苦痛を与えたり、非人道的な、残虐と思われるような実験に基づく研究論文の発表は却下されるようになりつつあったことを踏まえ、一方、正しい科学的な動物実験を実施するためにも一定のガイドラインが必要と判断されたからである。

その後各方面で検討されたが、種々の事情でなかなか決まらなかった。わが国における動物実験の大きな部分は大学や研究所で実施されているので、文部省は早くからこの問題に取り組み、委員会を置いて慎重に検討を続けてきた。その結果、昭和62年5月、わが国の全ての大学(短期大学を含む)、研究所等に対し「動物実験の実施に関する基本的な考え方」を示し、これに従って動物実験を行うように通知し、とくに、各大学等においては、それぞれに相応しい「動物実験ガイドライン」を作成することを勧めた。

一方、(社)日本実験動物学会では、動物福祉ワーキンググループで、ガイドラインの検討を行い、昭和62年5月、その作成した「動物実験に関する指針」を発表した。

以上のように、わが国では、法律、基準、日本実験動物学会の指針等を整備して、動物実験が科学的にも、動物福祉の立場からも遺漏のないように配慮しつつ実施できるように努力している。

#### [実験動物の代替]

動物実験に替わる手段を求める研究あるいは努力が世界の各地でおこなわれている。このような動物実験に替わる手段を実験動物の代替といっている。まるごとの動物を使わないというのはもちろん代替であるが、その代わりに何を使うのかというと、動物の培養細胞、微生物(細菌)、さらに化学的、物理的方法も考えられる。しかし、今のところ、その方法が本当に動物実験の肩替わりをすることができるのかということを確認する必要がある。それには並行して動物実験を行ってそれを確かめなければなら

ない。だから、今すぐ代替法だけに頼って動物実験を全廃するわけには行かない。代替法としてはこの外に、動物実験において使用する動物の数をできる限り少なくすることも広い意味で代替法と考えられる。わが国にはこのような研究をする代替法研究会が既にできている。

### むすび

医学の研究は益々高度で精密なものになりつつある。ことに癌の研究ではこの傾向が著しい。細胞レベルからさらに遺伝子レベルで癌の本体、さらに予防、治療の研究が行われている。しかし、その成果が、人の癌の治療や予防に生かされる為には、その前に、詳細な動物実

験がなされなければ、いきなりそれを人に応用するわけには行かない。そのためにも動物実験は必要不可欠であることは明らかであろう。一部の動物実験反対論者の主張するような動物実験の全廃は現時点では到底考えられない。もちろん、研究者が動物実験を実施する場合は上述のような規制を十分に配慮しながら、無用の殺生をしないように努力せねばならないのは当然である。それには、単に心構えだけでは済まないで、良質の動物の確保、精密な動物実験のための施設・設備が必要であり、このことは多大の経費を必要とすることをとくに認識しなければならない。結論は結局こういうことになる。

